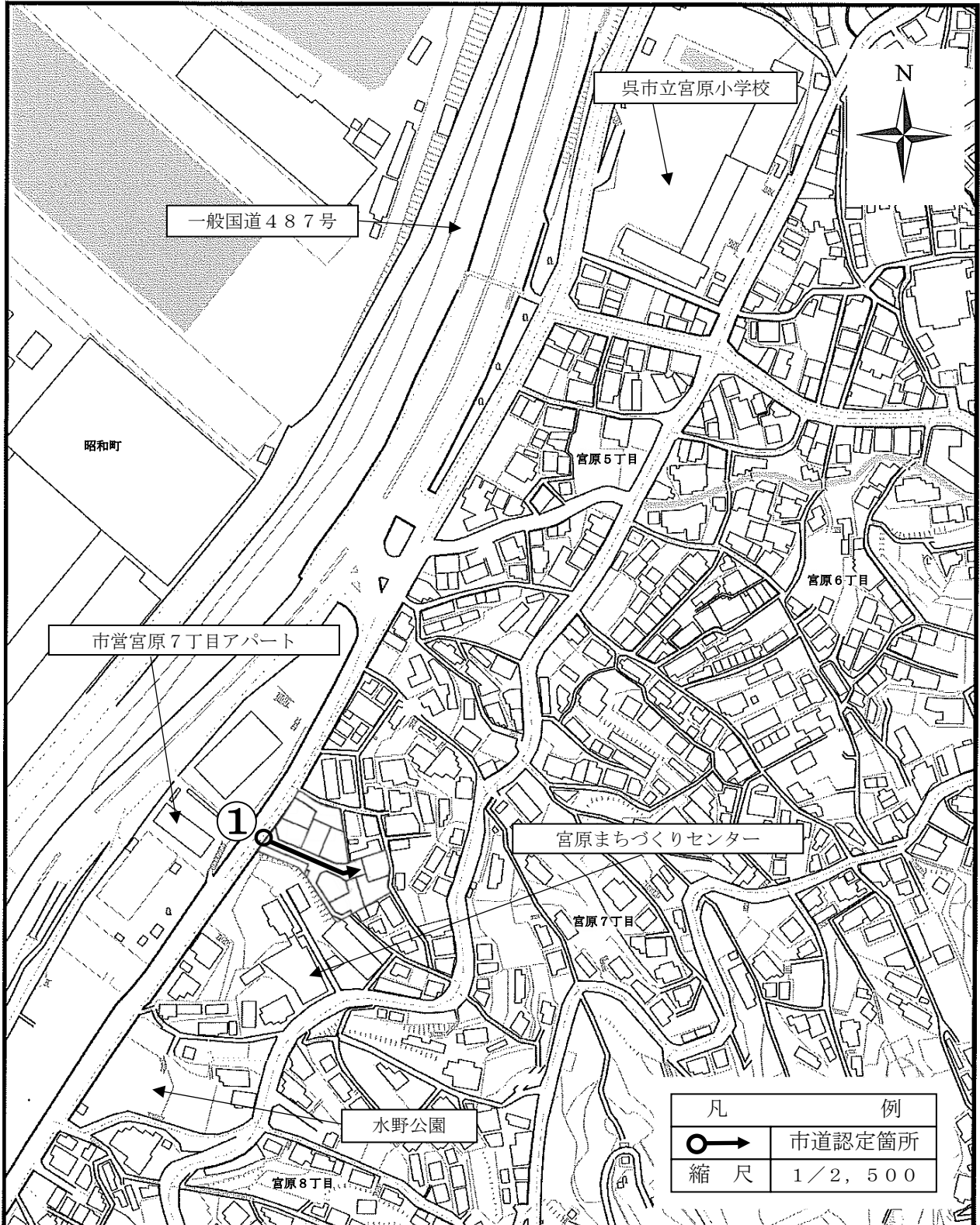


①宮原7丁目25号線 市道認定地形図

NO. 1



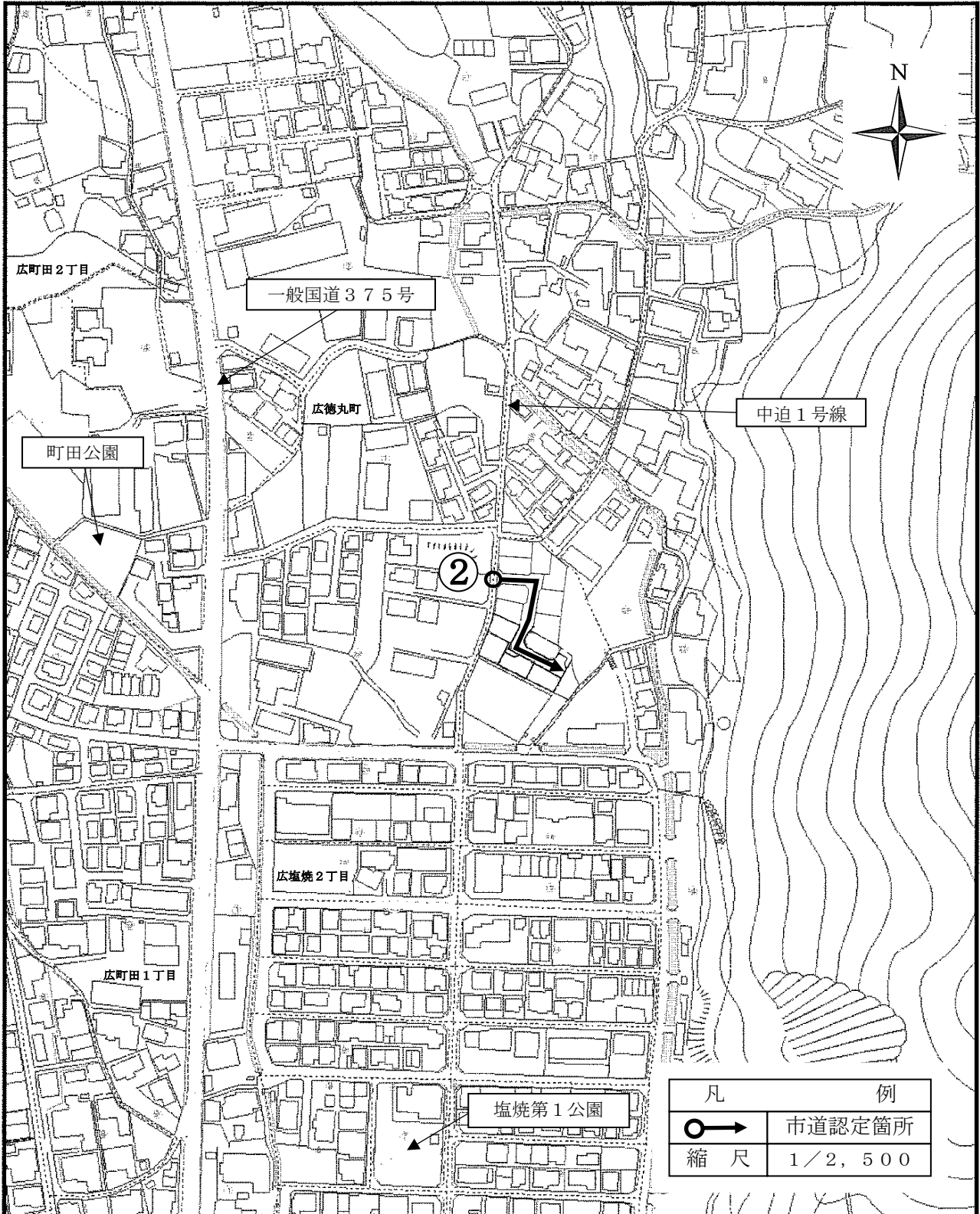
番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
①	宮原7丁目2 5号線	宮原7丁目28番 15地先	宮原7丁目28番 6地先	5.0~ 10.0	43.4

(認定理由)

当該路線は、宮原7丁目地内における開発行為に伴い新設された道路で、市道の認定基準を満たしているため、市道に認定するものです。

② 徳丸 1 8 号線 市道認定地形図

NO. 3



番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
②	徳丸18号線	広徳丸町7423 番7地先	広徳丸町7420 番5地先	5.0～ 10.0	102.4

(認定理由)

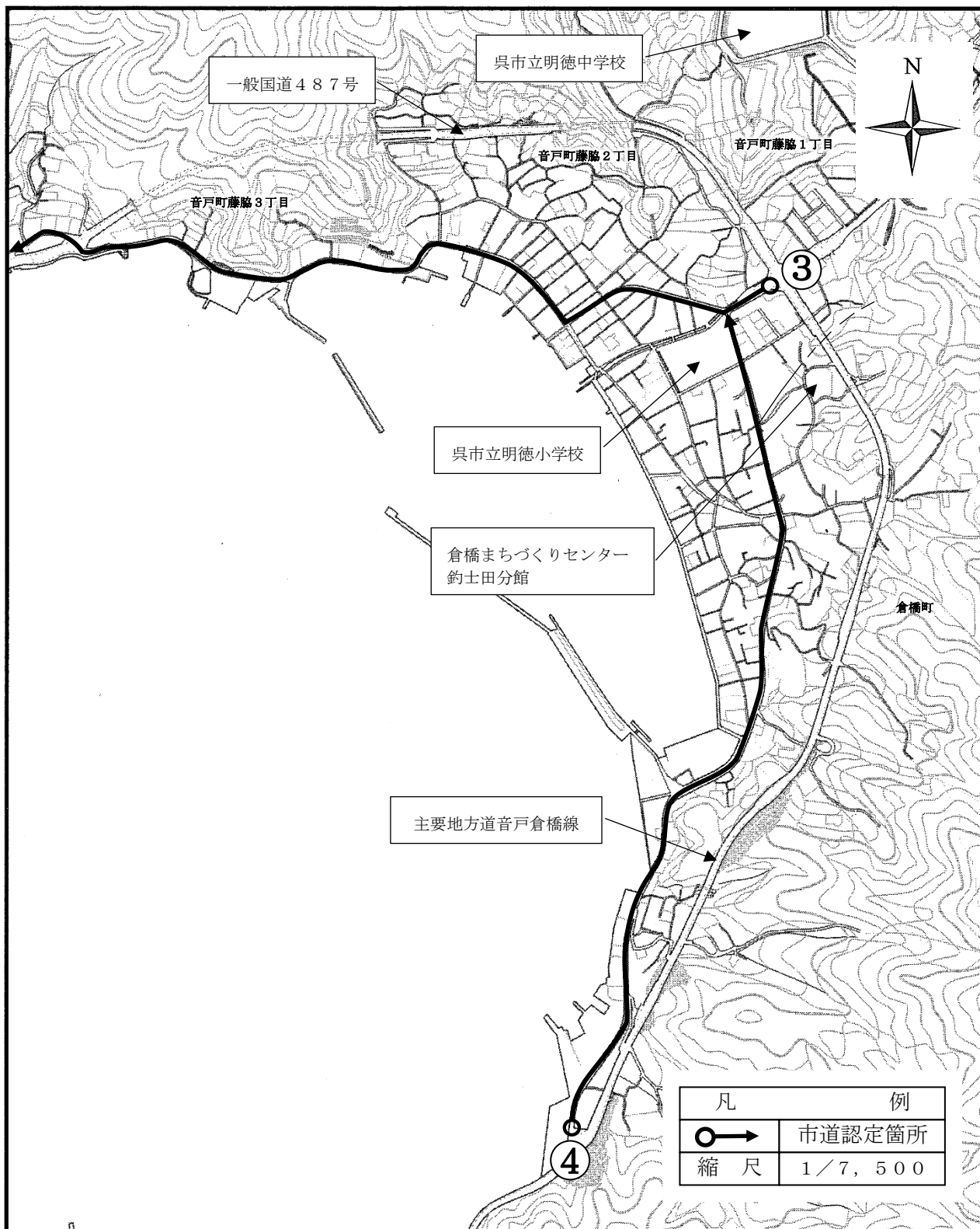
当該路線は、広徳丸町地内における宅地の整備に伴い道路路線が延長され、終点の異同が生じたため、廃止する路線を再編する道路で、市道の認定基準を満たしているため、市道に認定するものです。

③藤脇早瀬線

市道認定地形図

NO. 5

④釣士田南北線



番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
③	藤脇早瀬線	倉橋町字大坪 7 5 1 5 番 1 地先	音戸町早瀬 3 丁目 6 2 3 6 番 5 地先	4. 5～ 14. 5	1, 204. 0
④	釣士田南北線	倉橋町字平見山 6 9 1 3 番 1 3 地先	倉橋町字大坪 7 5 0 6 番 3 地先	5. 6～ 9. 8	1, 227. 0

(認定理由)

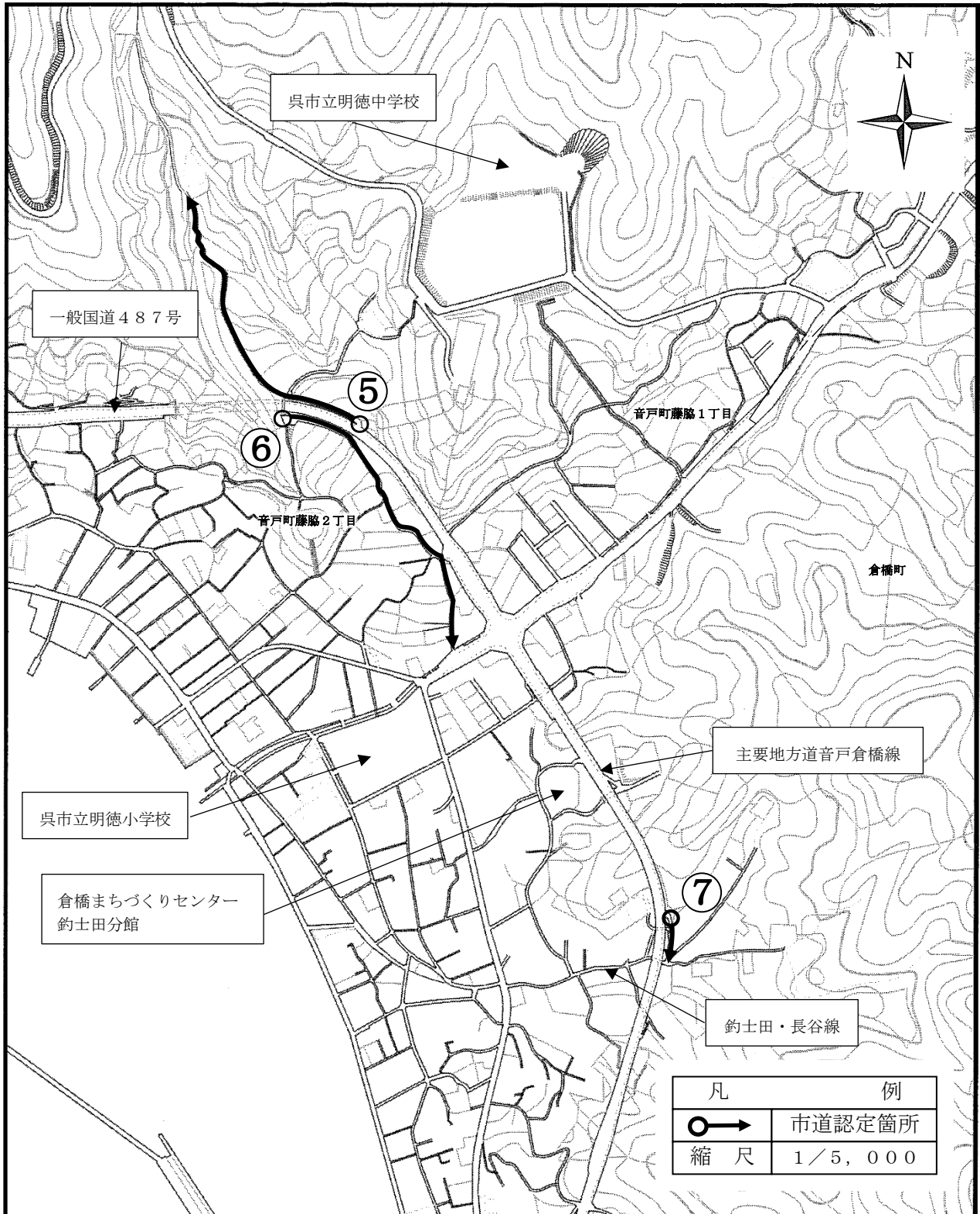
当該路線は、広島県が施工した一般国道 4 8 7 号藤脇バイパス及び主要地方道音戸倉橋線釣士田バイパスの整備に伴い一般国道 4 8 7 号及び主要地方道音戸倉橋線の一部の移管を受ける道路で、市道の認定基準を満たしているため、市道に認定するものです。

⑤藤脇 1 丁目 1 号線

⑥藤脇 2 丁目 1 号線 市道認定地形図

⑦釣士田小迫線

NO. 7



番号	路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
⑤	藤脇 1 丁目 1 号線	音戸町藤脇 1 丁目 9 3 9 9 番 3 地先	音戸町大字音戸字 白滝 9 5 3 9 番 1 地先	1. 7~ 6. 5	300. 8
⑥	藤脇 2 丁目 1 号線	音戸町藤脇 2 丁目 9 3 8 9 番 1 地先	音戸町藤脇 1 丁目 9 3 4 7 番 1 地先	3. 1~ 9. 1	309. 9
⑦	釣士田小迫線	倉橋町字小迫 7 3 4 7 番 4 地先	倉橋町字小迫 7 2 9 3 番 1 地先	4. 0	49. 0

(認定理由)

藤脇 1 丁目 1 号線及び藤脇 2 丁目 1 号線は、広島県が施工した一般国道 4 8 7 号藤脇バイパスの整備に伴い分断が生じたため、廃止する路線を再編する道路で、市道の認定基準を満たしているため、市道に認定するものです。

釣士田小迫線は、広島県が施工した主要地方道音戸倉橋線釣士田バイパスの整備に伴い新設された道路で、市道の認定基準を満たしているため、市道に認定するものです。